

資料4

沖縄県漁業調整規則

昭和47年9月12日
規則第143号

改正 昭和50年4月24日規則第23号
昭和52年10月24日規則第40号
昭和60年9月6日規則第39号
平成12年3月27日規則第36号
平成13年12月14日規則第103号
平成16年3月5日規則第9号

沖縄県漁業調整規則をここに公布する。

沖縄県漁業調整規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまつて、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

一部改正〔昭和50年規則23号〕

(県内に住所を有しない者の申請又は届出)

第2条 県内に住所を有しない者は、第5条第2号工に規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県知事の副申書を添付しなければならない。

全部改正〔平成12年規則36号〕、一部改正〔平成20年規則36号〕

(代表者の届出)

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、第1号様式によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第4条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 第2号様式
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 第3号様式

一部改正〔平成13年規則70号〕

第2章 漁業の許可

(漁業の許可)

第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号ア及び第2号アからオまでに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第2号オに規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する共同漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業
 - ア いるか（以下「いるか漁業」という。）
 - イ さんご（第2号オに規定する潜水器漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「さんご漁業」という。）
- (2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業
 - ア 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）
 - イ まぐろはえ縄（総トン数5トン以上20トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。以下「まぐろはえ縄漁業」という。）
 - ウ かつお一本釣（総トン数5トン以上20トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「かつお一本釣漁業」という。）
 - エ 底魚一本釣（総トン数5トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下「底魚一本釣漁業」

という。)

- オ 固定式刺網（以下「固定式刺網漁業」という。）
- カ 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
- キ 小型定置網（建干網を含む。以下「小型定置網漁業」という。）
- ク 敷網（あいご類の幼魚のうち沖縄の方言で「スク」と呼ばれるもの及びすずめだい類の採捕を目的とするものを除く。以下「敷網漁業」という。）
- ケ 追込網（あいご類の幼魚のうち沖縄の方言で「スク」と呼ばれるもの及びすずめだい類の採捕を目的とするものを除く。以下「追込網漁業」という。）

全部改正〔平成20年規則36号〕

（許可の申請）

第6条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業並びに前条第1号ア及び第2号アからオまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第23条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事の定める期間中にしなければならない。ただし、第20条第1項、第25条及び第26条第1項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

一部改正〔平成13年規則70号・14年5号・16年9号・20年36号〕

（許可の有効期間）

第7条 漁業の許可の有効期間は3年とする。ただし、第25条又は第26条第1項の規定によつて許可した場合は従前の許可の残存期間とする。

- 2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。
- 3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることがある。

一部改正〔昭和50年規則23号〕

（許可証の交付）

第8条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に第5号様式の許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

第9条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

- 2 許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号〕

（許可証の譲渡等の禁止）

第10条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、

又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第11条 船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に第6号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号〕

(許可等の制限又は条件)

第12条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

一部改正〔昭和50年規則23号〕

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第13条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものという。以下同じ。）、船舶の総トン数、操業区域及び操業期間を、他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

(変更の許可)

第14条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可又は起業の認可の内容を変更しようとするときは、第7号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成14年規則5号〕

(許可証の書換え交付の申請)

第15条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るもの）を除く。に変更を生じたときは、速やかに（船舶の総トン数の変更に係るものにあつては、その工事が終わつたとき）、第8号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・16年9号〕

(許可証の再交付の申請)

第16条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号〕

(許可証の書換え交付及び再交付)

第17条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (2) 第15条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- (3) 第27条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第30条第1項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

一部改正〔平成16年規則9号・20年36号〕

(許可証の返納)

第18条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前2項の手続をしなければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成13年70号・20年36号〕

(起業の認可)

第19条 船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その

他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、第1項の認可の申請に準用する。

第20条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

一部改正〔平成20年規則36号〕

(許可等をしない場合)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有するものでない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・20年36号〕

(許可等についての適格性)

第22条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第23条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第5条第1号及び第2号アからカまでに規定する漁業につき、及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

3 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第1項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。

4 知事は、第1項の定数（前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。

5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

(許可等の基準)

第24条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

(2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数を超

えることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第6条第3項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めました申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数を超えないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をするとすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 当該漁業の操業状況

(2) 各申請者が当該漁業に依存する程度

(3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔昭和50年規則23号〕

(許可等の特例)

第25条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

一部改正〔平成20年規則36号〕

第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るために、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合

(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶を併せ使用しようとするとき。

(3) その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて、別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

(4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成13年70号・103号・20年36号〕

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第27条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年規則70号〕

(許可等の取消し)

第28条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

一部改正〔平成6年規則54号〕

第29条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第1項若しくは第41条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

- 4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・12年36号・13年103号・14年5号〕

(漁業調整のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第30条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止せざることがある。

- 2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

- 3 前項の規定による処分は同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

- 5 第1項及び第2項の場合には、第28条第2項の規定を準用する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・20年36号〕

(許可等の失効)

第31条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第27条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、効力を失う。

- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号のいずれかに該当するものは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

一部改正〔平成20年規則36号〕

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第32条 水産物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第33条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
かめ類（たいまい、あおうみがめ、あかうみがめをいう。 以下同じ。）	6月1日から7月31日まで
しやこがい類（ひめじやこ、しやごう、ひれじやこ、しら なみ、ひれなしжиやこ、おおじやこをいう。）	6月1日から8月31日まで
いせえび類（かのこいせえび、しまいせえび、ごしきえび、 にしきえび、けぶかいせえび、いせえびをいう。以下同じ。）	4月1日から6月30日まで

2 かめ類が放産した卵及び造礁さんご類（刺胞動物のうち、いしさんご目、あさんごもどき目、
やぎ目、くださんご科及びあさんご目をいう。）は、これを採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は所持し、又は販売してはならない。
一部改正〔昭和60年規則39号・平成20年36号〕

(体長等の制限)

第34条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採
捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれ
らに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
くろちようがい	殻高10センチメートル以下
まべがい	殻高10センチメートル以下
やこうがい	口径6センチメートル以下
さらさばてい（高瀬貝）	殻の短径6センチメートル以下
ぎんたかはま（広瀬貝）	殻の短径6センチメートル以下
ちようせんさざえ（玉貝）	口径3センチメートル以下
ひめじやこ	殻長8センチメートル以下
しやごう	殻長15センチメートル以下
ひれじやこ	殻長20センチメートル以下
ひれなしжиやこ	殻長30センチメートル以下
たいまい	腹甲の長さ25センチメートル以下
いせえび類	体長18センチメートル以下
えらぶうなぎ	体長60センチメートル以下
うなぎ	体長10センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物、又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔昭和60年規則39号・平成20年36号〕

(漁業の禁止)

第35条 ごち網により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基
づき、これを営んではならない。

追加〔昭和60年規則39号〕、一部改正〔平成20年規則36号〕

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(2) 6月1日から9月30日までの期間における三枚刺網

一部改正〔昭和50年規則23号・60年39号・平成20年36号〕

(保護水面における採捕の制限)

第37条 水産資源保護法第15条第1項の規定に基づいて指定された次の表の左欄に掲げる保護水面の区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる行為をしてはならない。

保護水面の区域	禁止する行為
1 次に掲げる基点1、点ア、点イ及び基点2の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点1 石垣市字川平大兼久819番地の2に知事が建設した標柱の位置 基点2 石垣市字川平仲筋1131番地の5に知事が建設した標柱の位置 点ア 基点1から41度(方位は、真方位による。以下本条において同じ。)850メートルの地点 点イ 基点2から15度600メートルの地点	くろちようがい、しやこがい、ごしきえび、にしきえび、ふとみぞえび、しらひげうに及びかためんきりんさいの採捕
2 次に掲げる基点1、点ア及び基点2の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点1 石垣市字崎枝屋良部556番地の1に知事が建設した標柱の位置 基点2 石垣市字崎枝屋良部556番地の1の大崎に知事が建設した標柱の位置 点ア 基点1から150度700メートルの地点	水産動植物の採捕

全部改正〔昭和52年規則40号〕、一部改正〔昭和60年規則39号・平成16年9号・20年36号〕

(電気設備の制限)

第38条 一本釣漁業(第5条第2号ウに規定するかつお一本釣漁業及び同号エに規定する底魚一本釣漁業を除く。)に使用する漁船には、1漁船につき、集魚灯に使用する電球を5キロワットを超えて設備してはならない。

追加〔平成20年規則36号〕

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第39条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第9号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により許可するに当たり、制限又は条件をつけることがある。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第40条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) さおづり及び手づり(照明を使用するものを除く。)

(2) たも網及び叉手網

(3) 投網(船を使用しないものに限る。)

(4) やす、は具(発射装置を有するもの及び潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。)

- (5) 徒手採捕
- (6) ひき縄づり

一部改正〔昭和50年規則23号・平成16年9号・20年36号〕

(試験研究等の適用除外)

第41条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、第11号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行つてはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 9 第9条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第42条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

- 2 前項前段の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。
- 3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日間を超えないものとする。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・16年9号・20年36号〕

(船長等の乗組み禁止命令)

第43条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・16年9号・20年36号〕

(無許可船舶に対する停泊命令)

第44条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、又は第33条第1項、第2項若しくは第34条第1項の規定に違反して当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。
- 3 第1項の場合には、第41条第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成6年54号・16年9号・20年36号〕

(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第45条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定して専ら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成16年9号・20年36号〕

(停船命令)

第46条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 第12号様式による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・16年9号・20年36号〕

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第47条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成20年規則36号〕

(標識の書換え又は再設置等)

第48条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

一部改正〔平成16年規則9号・20年36号〕

(定置漁業等の漁具の標識)

第49条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては第13号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

(潜水器漁業の操業旗章)

第50条 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを除く。）を営む者は、その操業中第14号様式による国際信号旗Aを船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

一部改正〔平成14年規則5号・16年9号・20年36号〕

(報告書の提出)

第51条 次の表の左欄に掲げる漁業の許可を受けた者は、それぞれ同表中欄に掲げる報告書を、同表右欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業の種類	報告書の種類	提出期限
いるか漁業	毎航海の水揚げ報告書	当該航海終了後3日以内
	毎月の操業記録報告書	翌月15日まで
	毎年の捕獲成績報告書	操業期間の経過後15日以内

さんご漁業（あかさんご、ももいろさんご及びしろさんごの採捕を目的として営むものに限る。）	毎年の漁獲実績報告書 毎年の販売実績報告書	操業期間の経過後30日以内 操業期間の経過後30日以内
--	--------------------------	--------------------------------

- 2 前項の報告書の様式は、知事が沖縄県公報で告示する。

追加〔平成20年規則36号〕

第4章 罰則

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第13条、第32条第1項、第33条、第34条、第36条から第38条まで、第39条第1項又は第41条第6項の規定に違反した者
- (2) 第12条、第30条第1項、第39条第3項又は第41条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
- (3) 第30条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者
- (4) 第32条第2項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項又は第45条の規定による命令に違反した者

- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和50年規則23号・58年32号・平成20年36号〕

第53条 第9条第1項（第41条第9項において準用する場合を含む。）、第11条第1項若しくは第2項又は第40条の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正〔平成20年規則36号〕

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第52条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔平成20年規則36号〕

第55条 第9条第3項（第41条第9項において準用する場合を含む。）、第10条、第15条、第16条、第18条第1項若しくは第2項、第27条第2項、第29条第4項若しくは第5項又は第41条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

一部改正〔平成6年規則54号・20年36号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、昭和47年11月15日から及び第35条第3号の規定は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に漁業調整規則（1953年規則第32号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた許可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定により、この規則の規定によりなされたものとみなされる許可の有効期間は、従前の残存期間とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則により交付された許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に第5条第6号に掲げる漁業を営んでいる者は、この規則施行の日から起算して90日間は、この規則の規定にかかるらず、許可を受けないで、当該漁業を営むことができる。

附 則（昭和50年4月24日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年11月6日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月24日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月11日規則第32号）

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（昭和60年9月6日規則第39号）

この規則は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第54号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日規則第36号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前にした申請又は届出に係る第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に改正前の沖縄県漁業調整規則第9条第2項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の沖縄県漁業調整規則第9条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成13年3月30日規則第70号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月14日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月15日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定による指示（平成12年8月11日付け沖縄海区漁業調整委員会指示12第3号）に基づきイルカ漁業を営んでいる者は、平成14年3月31日までの間は、この規則による改正後の沖縄県漁業調整規則第5条の規定にかかわらず、許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

附 則（平成16年3月5日規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月29日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の沖縄県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）の規定により漁業の許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、この規則による改正後の沖縄県漁業調整規則（以下「新規則」という。）の相当規定により漁業の許可を受けたものとみなし、その者が旧規則の規定により交付を受けた漁業許可証は、それぞれ漁業の種類に従い、新規則の相当規定により交付を受けた漁業許可証とみなす。この場合において、当該漁業許可証の有効期間は、当該許可証に記載されている有効期間の残存期間と同一の期間とする。

（1）小型まき網漁業の許可については、小型まき網漁業の許可

（2）さんご漁業の許可については、さんご漁業の許可

（3）かつお・まぐろ漁業の許可については、まぐろはえ縄漁業の許可及びかつお一本釣漁業の許可

（4）底魚一本釣漁業の許可については、底魚一本釣漁業の許可

（5）潜水器漁業の許可又は観賞用魚漁業の許可については、潜水器漁業の許可

（6）いるか突棒漁業の許可については、いるか漁業の許可

（7）小型定置漁業の許可又は建干網漁業の許可については、小型定置網漁業の許可

（8）敷網漁業の許可については、敷網漁業の許可

（9）追込網漁業の許可については、追込網漁業の許可

（10）固定式さし網漁業の許可については、固定式刺網漁業の許可

- 3 前項の規定により新規則の相当規定による漁業の許可を受けたものとみなされる者に対する旧規則第35条の2第1号、第36条及び第37条（一本釣漁業に係る部分を除く。）は、前項の規定により新規則の相当規定による漁業許可証とみなされるものの有効期間中は、なお効力を有する。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の相

当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

5 この規則の施行前にした行為及び附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧規則第35条の2第1号、第36条及び第37条（一本釣漁業に係る部分を除く。）の規定に違反する行為でこの規則の施行後にしてものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式 (1)

(第3条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号〕

第1号様式 (2)

(第3条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号〕

第2号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号〕

第3号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号〕

第4号様式

(第6条、第19条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号・16年9号〕

第5号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成20年36号〕

第6号様式

(第11条関係)

追加〔平成14年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則36号〕

第7号様式

(第14条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号・14年5号〕

第8号様式

(第15条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号・14年5号〕

第9号様式

(第39条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号・14年5号・20年36号〕

第10号様式

(第41条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成12年36号・14年5号・20年36号〕

第11号様式

(第41条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

第12号様式

(第46条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・16年9号・20年36号〕

第13号様式

(第49条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・20年36号〕

第14号様式

(第50条関係)

一部改正〔昭和50年規則23号・平成14年5号・16年9号・20年36号〕